

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

お諮りします。ただ今、町長から、議案第10号、令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、を提案されました。

この日程を追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議案第10号を追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

(議長)

追加日程第1、議案第10号、令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第10号、令和4年7月1日から同年7月31日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。

この度、重度心身障害者医療給付の不適正事務並びに報告遅延という事案が発生し、受給者及びご家族関係者の皆さまのほか、議員の皆さま、町民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、更には役場の信頼を大きく損ねることになりました。

殊に、誤りが判明してから1年以上も対処せず、上司への報告もされなかったことは、行政機関として慚愧の念に堪えないところであり、ここに深くお詫びを申し上げます。

私と副町長は、役場組織の長として、事務方のトップとして、責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれの給料を1か月、10%減額することといたしました。

つきましては、減額に関する条例をご提案しておりますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」) の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議案第10号、令和4年7月1日から同年7月31日までの間における、町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求め
ます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。